

陸上自衛隊達第 21—8 号

俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 9 号）の規定に基づき、俸給支給機関の指定等に関する達を次のように定める。

昭和 36 年 10 月 13 日

陸上幕僚長 陸将 杉田 一次

俸給支給機関の指定等に関する達

改正 昭和 37 年 10 月 1 日達第 50—13—1 号	昭和 37 年 12 月 5 日達第 122—43 号
昭和 38 年 4 月 2 日達第 50—13—2 号	昭和 39 年 10 月 13 日達第 50—13—3 号
昭和 41 年 7 月 30 日達第 16—3 号	昭和 54 年 3 月 14 日達第 122—111 号
昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号	昭和 60 年 4 月 6 日達第 122—123 号
平成 8 年 1 月 18 日達第 21—8—1 号	平成 10 年 3 月 25 日達第 21—8—2 号
平成 11 年 3 月 25 日達第 21—8—3 号	平成 12 年 3 月 27 日達第 21—8—4 号
平成 12 年 11 月 8 日達第 21—8—5 号	平成 14 年 3 月 27 日達第 21—8—6 号
平成 18 年 3 月 27 日達第 21—8—7 号	平成 18 年 7 月 28 日達第 122—212 号
平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号	平成 19 年 3 月 27 日達第 21—8—8 号
平成 19 年 11 月 29 日達第 122—223 号	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号
平成 22 年 3 月 23 日達第 122—241 号	平成 23 年 3 月 31 日達第 122—248 号
平成 27 年 10 月 1 日達第 122—272 号	平成 28 年 3 月 25 日達第 122—277 号
平成 28 年 8 月 3 日達第 21—8—9 号	平成 30 年 3 月 27 日達第 122—293 号
令和 3 年 3 月 15 日達第 21—8—10 号	令和 4 年 3 月 15 日達第 21—8—11 号

（俸給支給機関の指定）

第 1 条 俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 9 号。以下「訓令」という。）別表中の俸給支給機関として陸上幕僚長の指定する部隊は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 部隊 別紙第 1 のとおり。
- (2) 陸上総隊日米共同部
- (3) 情報学校第 2 教育部
- (4) 学校の分校（航空学校霞ヶ浦校及び宇都宮校）
- (5) 補給処の支処及び出張所
- (6) 補給統制本部弾薬部試験室
- (7) 自衛隊体育学校冬季特別体育教育室

2 前項の規定に該当しない部隊の隊員にあっては、同一駐屯地内の前任の俸給支給機関の長の属する俸給支給機関に属するものとする。

（俸給支給機関の権限）

第 2 条 俸給支給機関の長は、当該俸給支給機関に属する隊員に対し、訓令第 2 条

に定める権限を有する。

- 2 俸給支給機関の長が、入校、教育入隊、休職等のため、同職代理が置かれた場合は当該同職代理が俸給支給機関の権限を有するものとする。

(食事、被服の支給等に関する事務の依頼)

第3条 内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、自衛隊サイバー防衛隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に派遣、入所又は入校中の自衛官に対する食事の支給及び被服の支給等(被服の支給、貸与、返還及び弁償金額、払込金額の決定並びに棄却等の認定等をいう。以下同じ。)に関する事務は、別紙第2に掲げる区分により派遣先である俸給支給機関の長の依頼に基づき、担当部隊等が行う。

- 2 海上自衛隊及び航空自衛隊に所属する陸上自衛官に対する被服の支給等の事務は、別に定めるもののほか、前項の規定に準じ最寄りの駐屯地業務隊長等が行う。

- 3 俸給支給機関の長は、その監督する部隊等に所属する海上自衛官及び航空自衛官にかかわる被服の支給等の事務については別に定めるもののほか海・空自衛隊の部隊等の長に依頼するものとする。

(俸給等の支給事務)

第4条 訓令に規定する給与の支給事務のうち、給与計算に関する事務は、会計隊長等(会計隊、同派遣隊及び中央会計隊の資金前渡官吏の職にある者並びに会計隊の設置されていない駐屯地に所在する機関(自衛隊中央病院を含む。)の資金前渡官吏の職に在る者をいう。)が俸給支給機関の長に代わり行うものとする。ただし、行動時における給与支給事務については、別に定める。

- 2 会計隊長等は、前項の給与計算に関する事務を行うに当たっては、方面総監及び関係の防衛大臣直轄部隊等の長の定めるところにより、必要な勤務人員の差出しを受けて行うものとする。

(入院を承認された隊員の給与支給依頼)

第5条 訓令第8条の規定により給与の支給を依頼する者のうち、部内病院に入院を承認された隊員については、入院する月の給与を支給後依頼するものとする。

(俸給支給機関の分割指定)

第6条 出動、災害派遣、地震防災派遣又は演習等の場合において、部隊等が長期間独立して行動するときは、訓令第12条第1項及び第2項の規定による俸給支給機関の長の権限の委任及び取消しは、同条第3項の規定による陸上幕僚長の承認があったものとして実施することができる。

附 則

- 1 この達は、昭和36年12月1日から施行する。

ただし、自衛隊法の一部を改正する法律(昭和36年法律第126号)附則第2項前段の規定により、なお存続するものとされる管区隊又は混成団については同法附則第1項の指定日までの間、その地の管区隊又は混成団については昭和37年

1月17日までの間、この達別表第1の表中「師団長」及び「師団司令部」とあるのは、それぞれ「管区総監又は混成団長」及び「管区総監部又は混成団本部」と読み替えるものとする。

- 2 陸上自衛隊会計監査規則（陸上自衛隊達第14—1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 3 陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第16—1号）一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 4 俸給の支給及び給食の実施に関する達（陸上自衛隊達第105—3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 5 陸上自衛隊被服給与規則（陸上自衛隊達第94—1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（昭和37年10月1日陸上自衛隊達第50—13—1号）

この達は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（昭和37年12月5日陸上自衛隊達第122—43号）

この達は、昭和37年12月5日から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

附 則（昭和38年4月2日陸上自衛隊達第50—13—2号）

この達は、昭和38年4月2日から施行し、昭和38年3月31日から適用する。

附 則（昭和39年10月13日陸上自衛隊達第50—13—3号）

この達は、昭和39年11月1日から施行する。

附 則（昭和41年7月30日陸上自衛隊達第16—3号）（抄）

- 1 この達は、昭和41年9月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和54年3月14日陸上自衛隊達第122—111号）

- 1 この達は、昭和54年3月14日から施行する。

- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

- 2 この達施行の際現に有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

- 3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和60年4月6日陸上自衛隊達第122—123号）

この達は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成8年1月18日陸上自衛隊達第21—8—1号）

この達は、平成8年1月23日から施行する。

附 則（平成10年3月25日陸上自衛隊達第21—8—2号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第21—8—3号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第21—8—4号）

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成12年11月8日陸上自衛隊達第21—8—5号）

この達は、平成13年1月1日から施行する。ただし、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第102号）の施行の日の前日までの間は、派遣先の欄中「契約本部」とあるのは「調達実施本部」と読み替えるものとする。

附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第21—8—6号）

この達は、平成14年3月27日から施行する。ただし、別紙第2の改正規定は、平成13年3月27日から適用する。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第21—8—7号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日陸上自衛隊達第122—212号）（抄）

1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

2 この達の試行に際し、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第21—8—8号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成19年11月22日陸上自衛隊達第122—223号）

この達は、平成19年11月23日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成22年3月23日陸上自衛隊達第122—241号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成23年3月31日陸上自衛隊達第122—248号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第122—272号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日陸上自衛隊達第122—277号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 3 日陸上自衛隊達第 21－8－9 号）  
この達は、平成 28 年 8 月 8 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122－293 号）  
この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 21－8－10 号）  
この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 21－8－11 号）  
この達は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

俸給支給機関に指定する部隊

第 1 条第 1 項第 1 号に規定する部隊は次のとおりとする。

- (1) 陸上総隊司令部
- (2) 方面総監部
- (3) 師団司令部
- (4) 旅団司令部
- (5) 団本部
- (6) 連隊及び任命権に関する訓令(昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号。以下「任命権訓令」という。)第 48 条の表第 2 項に定める指定部隊等の長の属する部隊
- (7) 大隊及び任命権訓令第 48 条の表第 3 項に定める指定部隊長の属する部隊のうち、防衛大臣、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長及び学校長に直属する部隊
- (8) 中隊及び任命権訓令第 48 条の表第 4 項に定める指定部隊長の属する部隊(分屯部隊を除く。)のうち、防衛大臣、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長、団長及び学校長に直属する部隊
- (9) 警務派遣隊等幹部を長として派遣されている部隊

## 別紙第2（第3条関係）

## 食事及び被服の支給等の事務担当部隊等

派遣先である俸給支給機関	担当部隊等
防衛省内部部局、防衛医科大学校（食事の支給を除く。）、防衛研究所、統合幕僚監部、自衛隊サイバー防衛隊、情報本部、防衛監察本部、北関東防衛局、防衛装備庁及び同新島支所	中央業務支援隊
北海道防衛局	札幌駐屯地業務隊
防衛装備庁札幌試験場	東千歳駐屯地業務隊
北海道防衛局帯広防衛支局	帯広駐屯地業務隊
防衛装備庁下北試験場	八戸駐屯地業務隊
東北防衛局	仙台駐屯地業務隊
防衛装備庁航空装備研究所土浦支所	武器学校
統合幕僚学校（食事の支給を除く。）	教育訓練研究本部
防衛装備庁先進技術推進センター、防衛装備庁電子装備研究所	衛生学校
防衛装備庁陸上装備研究所	小平学校
防衛装備庁航空装備研究所	東立川駐屯地業務隊
防衛大学校（食事の支給を除く。）南関東防衛局	武山駐屯地業務隊
防衛装備庁岐阜試験場、近畿中部防衛局東海防衛支局	守山駐屯地業務隊
近畿中部防衛局	伊丹駐屯地業務隊
中国四国防衛局	海田市駐屯地業務隊
九州防衛局	福岡駐屯地業務隊
九州防衛局熊本防衛支局	健軍駐屯地業務隊
九州防衛局長崎防衛支局	大村駐屯地業務隊
沖縄防衛局	那覇駐屯地業務隊
自衛隊サイバー防衛隊隷下部隊（市ヶ谷駐屯地以外に所在する部隊）（被服の支給を除く。）、情報本部各通信所及び各地方防衛事務所	所在する駐屯地業務隊又は最寄りの駐屯地業務隊等